

奈良県告示第三百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定により、平成二十八年十二月二十六日葛城西土地改良区の解散を認可した。

平成二十九年一月六日

奈良県知事 荒井正吾